

お待ちかね

国民年金法が改正

【拠出年金】

年金水準の引き上げ
老令年金は、保険料を二十五年かけた標準的な年金額が、現行九万六〇〇〇円(月額八、〇〇〇円)から二・五倍の二十四万円(月額二万円)に増額されました。

十年年金などの改善

このたび、現在のお年寄りへの対策として特に重点がおかれたのが、十年年金と五年年金の改善です。いずれも標準的な年金の支給水準に近づけるよう国庫負担をふやして、現行六万円(月額五〇〇〇円)×十年年金を十五万円(月額一萬二千五百〇〇円)、五年年金は三万円(月額二千五百〇〇円)から九万六、〇〇〇円(月額八、〇〇〇円)にそれぞれ増額されました。

障害、母子年金等の改善

これは国民年金の特長の一つですが、障害年金、母子年金等も、改正案がさらに修正されて、障害(二級)母子、準母、遺児の各種年金が最低保障額として二十四万円(月額二万円)に、一級の障害年金は三十万円(月額二万五、〇〇〇円)に増額されました。

一つの納付で八つの給付

現在ある福祉年金と同じく、受給権者、配偶者、及び扶養義務者のうち国民年金法に定めてある所得制限額より所得が多いときは、年間納付金の支給が停止されます。

支給制限

① 現在ある福祉年金と同じく、受給権者、配偶者、及び扶養義務者のうち国民年金法に定めてある所得制限額より所得が多いときは、年間納付金の支給が停止されます。

「日」の農書冒言「一」般冒言「い」せい「春」ン「十月二十四日」い「尾」者「も」(「尾」

スライド制の導入

国民年金は、これまでも、財政再計算とあって、四年から五年に一度、年金の額が下がらないよう物価や生活水準の変動に合わせて、年金額や保険料の改正を行ってきました。

これを、こんどの改正で物価(全国平均の消費者物価指数)に五%以上の変動があった場合、その率に応じてただち(翌年)に年金額の改正を行おうとするものです。このスライド制の導入で国民年金はさらにインフレに強い年金になりました。

五年年金の再加入

これまで、十年年金や五年年金に加入する機会を逸してきた人にこの度、もう一度、五年年金に加入する機会が設けられました。(くわしい説明は五年年金への加入のお勧めに記載します)

保険料の引上げ

年金の増額にもなつて国民年金の保険料は、定額保険料月額五〇〇円から九〇〇円に、所得比例保険料(以後附加年金と改められました)月額三五〇円から四〇〇円に、現在五年年金は月額七五〇円から九〇〇円にそれぞれ昭和

四十九年一月から保険料が改正されました。

の保険料は月額九〇〇円のまま未納になっていた、又は、未加入になっていた人達も合せてこの保険料特例納付の措置によって年金を受給することができますようになりました。

保険料の特例納付

国民年金の保険料は、未納のままと納期限(四月、七月、十月、一月の末日)から二年を過ぎると時効という制度によって未納にされておかれた保険料は納めることが出来なかったのですが、今回の改正でこれら過去に時効にかかった保険料が納められることになりました。その未納になっていた期間

ただしこの特例納付の取扱いは、昭和四十八年三月分まで(時効にかかるのは昭和五十年四月)の保険料に限られます。

【福祉年金】

福祉年金各種の支給額が昭和四十八年十月分よりこのように年金額が引上げられました。

老令年金
月額三三三〇〇円が月額五、〇〇〇円

障害年金
月額五、〇〇〇円が月額七、五〇〇円

母子、準母子年金
月額四、三〇〇円が月額六、五〇〇円

このように年金額の引上げとともに支給制限の緩和又、昭和四十九年一月から満六十七才・六十九才(明治三十九年四月一日以前の生まれで福祉年金を受けていない人)の人に老令特別給付金を支給されることになりました。(老令特別給付金の請求手続で説明します)

五年年金への加入をお勧め

この度、法律が改正されて、一人でも多くの人達から有利な年金を受けていただくよう高令者に、五年年金に加入する機会がもう一度設けられました。この五年年金は加入した被保険者が五年間国民年金保険料を拠出することで受給資格が生じ老令年金が支給されます(ときに被保険者が年金法に定められた障害の程度該当した場合は障害年金が受けることもできます)

加入申出の時期は、昭和四十八年十月から昭和四十九年三月三十一日までの六ヶ月間です。この五年年金は、加入の申出をする昭和四十五年六月までさかのぼって保険料を納めることができますので、昭和五十年(六十五才に達したとき)にはもうこの年金を受け取ることができるわけです。また、このさかのぼりの保険料(加入の申し出をした月の前月までの保険料)を納める期間は昭和五

老後の保障へ大きく前進

年金水準の引き上げ

老令年金は、保険料を二十五年かけた標準的な年金額が、現行九万六〇〇〇円(月額八、〇〇〇円)から二・五倍の二十四万円(月額二万円)に増額されました。

十年年金などの改善

このたび、現在のお年寄りへの対策として特に重点がおかれたのが、十年年金と五年年金の改善です。いずれも標準的な年金の支給水準に近づけるよう国庫負担をふやして、現行六万円(月額五〇〇〇円)×十年年金を十五万円(月額一萬二千五百〇〇円)、五年年金は三万円(月額二千五百〇〇円)から九万六、〇〇〇円(月額八、〇〇〇円)にそれぞれ増額されました。

障害、母子年金等の改善

これは国民年金の特長の一つですが、障害年金、母子年金等も、改正案がさらに修正されて、障害(二級)母子、準母、遺児の各種年金が最低保障額として二十四万円(月額二万円)に、一級の障害年金は三十万円(月額二万五、〇〇〇円)に増額されました。

一つの納付で八つの給付

現在ある福祉年金と同じく、受給権者、配偶者、及び扶養義務者のうち国民年金法に定めてある所得制限額より所得が多いときは、年間納付金の支給が停止されます。

支給制限

① 現在ある福祉年金と同じく、受給権者、配偶者、及び扶養義務者のうち国民年金法に定めてある所得制限額より所得が多いときは、年間納付金の支給が停止されます。

請求手続

① 日本国民でない人、日本国内に住所を有していない人。
② 日本国民である者
③ 明治三十九年四月一日以前に生れた者
④ 老令福祉年金の受給権者でないこと。
二、支給額
① 年金四万八〇〇〇円(月額四、〇〇〇円)

国民年金、厚生年金に関する

移動相談所を開設

とき 十一月九日 午前十時～三時

一生涯ねんきんを受けることの出来ない人がおられます。あなたも受給資格がありますか!!
去る九月年金法の大改正により老後の経済生活に重要な役割を果たす年金額が大巾に増額されました。拠出制(保険料を掛ける年金)

国民年金がどのように改正されました

項目	現行	改正後
老令年金	3200円×(保険料を納めた月数×免除月数×4)	8000円×(保険料を納めた月数×免除月数×4)
10年年金	上記の算式に次の算式を加算 1200円×(300月-加入月数) ×(保険料を納めた月数×免除月数×4) 加入月数	上記の算式に次の算式を加算 3000円×(300月-加入月数) ×(保険料を納めた月数×免除月数×4) 加入月数
5年年金	30,000円(月 2,500円)	96,000円(月 8,000円)
通算老令年金	老令年金の算式と同じ。	老令年金の算式と同じ。ただしM44.4.1以前に生まれ任意加入した人は「8000円」が「1,2000円」となる。
障害年金	2級 105,600円(月 8,800円) 1級 132,000円(月 11,000円)	2級 240,000円(月 20,000円) 1級 300,000円(月 25,000円)
母子・準母子年金	100,800円(月 8,400円) (加算対象の子等1人につき4,800円)	240,000円(月 20,000円) (加算対象の子等のうち1人については9,600円2人目から1人につき4,800円)
死亡一時金	10,000円～52,000円	17,000円～52,000円
老令福祉	39,600円(月 3,300円)	60,000円(月 5,000円)
障害福祉	2級 1級 60,000円(月 5,000円)	60,000円(月 5,000円) 実施時期は政令で定める。 90,000円(月 7,500円)
母子福祉	51,600円(月 4,300円) (母子年金と同じ)	78,000円(月 6,500円) (母子年金と同じ)
老令特別給付金		48,000円(月 4,000円)
所得制限	本人 扶養親族0人 所得 38万円 本人 扶養親族5人 収入 209万円 本人 扶養親族5人 収入 250万円	本人 扶養親族0人 所得 43万円 本人 扶養親族5人 収入 234万円 本人 扶養親族5人 収入 600万円
公的供給制限	普通恩給 限度額 6万円 戦争公務 中尉以下全額支給	普通恩給 限度額 10万円 大尉以下全額支給

金の年、福祉元年としての福音として受取ることが出来ます。しかしこの有利な年金も、その内容の理解不足から現状では一生涯ねんきんを受けることの出来ない人が黒崎町で百数十人おられます。その理由のほとんどは年金の制度がよくわからず、年金加入を拒否したり、保険料を未納している人達です。
しかしこの人達の中にも今後のやり方によっては年金を受けること出来る人もおられます。また受給資格のある人でも将来自分の年金額はいくら位受けられるだろうか、どうしたら受給権と結びつくのだろうか、疑問の点が多山あると思いますが、年金法の大きく変わったこの機会に、国、県の専門職員による、年金よろず相談所を開設致します。年金のことならどんなことでも結構です。自分の将来が少しでも幸せになるように、有利な恩恵に該当するようにみなさまお誘い合せの上、多数おいでくださるよう、お待ちしております。